

NFTを活用した関係人口創出業務 質疑回答

令和7年10月7日

項番	項目	詳細	質問	回答
1	仕様書	【機能要件】SNSアカウントで簡単に作成でき、NFTを保管できるウォレット作成	既存アセットがメールアドレスと生体認証のみで簡単にNFTウォレットを作成し、NFTを保管できる仕組みを実装しているのですが、この仕組みは"SNSアカウントで簡単に作成でき"という要件に相当するものとして有効でしょうか。	簡易な方法でNFTウォレットを作成できる場合は有効とします。 ついては、仕様書を以下の通り修正します。 旧：SNSアカウントで簡単に作成でき、NFTを保管できるウォレット作成。 新：SNSアカウントやメールアドレス等、NFTを保管できるウォレットを簡単に作成できること。 なお、NFTを保管するウォレットの作成手順については提案資料及びプレゼンテーションで説明すること。
2	仕様書	【機能要件】チケット購入者へのNFT配布	チケットの販売とNFTの配布の関係をご教示ください。 下記のいずれか、またはその他の方式の場合はその詳細をご教示ください。 ①チケットをNFTチケットとして販売し、その決済システムはNFT発行・活用プラットフォームに含まれる ②チケットはNFTとは別に販売されるため、チケットの決済システムはNFT発行・活用プラットフォームに含まれない。	「②チケットはNFTとは別に販売されるため、チケットの決済システムはNFT発行・活用プラットフォームに含まれない。」ことを想定しています。
3	仕様書	NFTチケットのデザイン作成の扱い	仕様書では「NFT発行・活用プラットフォームの提供」と記載されていますが、NFTチケットのビジュアルデザイン（画像等）の作成は受託範囲に含まれるのでしょうか。それとも、市側でデザインデータを用意いただけるのでしょうか。	NFTチケットのデザインにつきましては受注者との協議となりますが、本業務で市より過度にデザイン性の高いデザイン（画像等）の作成依頼することは考えていません。 なお、本回答はデザイン性を活かした事業提案を妨げるものではありません。
4	業務受注実績	契約金額	契約金額については秘密保持契約に抵触する事項のため、非公表という形で記載して宜しいでしょうか。	受注実績について、契約金額は非公表でも問題ありません。
5	プロポーザル実施要領	プレゼンテーション	遠隔地の事業者がプレゼンテーションを実施する場合は、オンライン（Web面談）で行うことは可能でしょうか。	オンラインでのプレゼンテーションも可とします。 詳細については申請事業者に改めて通知します。